市川市ＳＯＳネットワーク実施要領

（目的）

第１条　この要領は認知症高齢者等の所在不明又は道に迷い帰宅が困難になる等（以下「所在不明者」という。）による事故を防ぐため、関係機関及び市民等が連携することにより、所在不明者を早期に発見し保護を図ることを目的とする。

（運用）

第２条　この要領の運用は、次のとおりとする。

（１）　市川警察署・行徳警察署は、行方不明捜索依頼書（様式第１号、様式第２号）に基づき、市川市における所在不明者の情報の発信を依頼する。

（２）　市川市は、ＳＯＳネットワーク作業手順（別記第３号様式）に基づき、速やかに所在不明者の情報を発信する。

（事務局）

第３条　事務局は市川市福祉部地域包括支援課に置く。

（実施事項）

第４条　情報の提供・周知活動を実施する。

（関係機関の役割）

第５条

（１）市川警察署・行徳警察署

ア　所在不明現場周辺の捜査活動に関すること

イ　各協力団体に対する捜査依頼・指導に関すること

ウ　警察犬の要請に関すること

エ　ほかの警察署への通報に関すること

オ　保護状況の把握と関係機関との調整に関すること

カ　ＳＯＳネットワーク事業実施における事務に関すること

キ　市民に対するＳＯＳネットワークの普及啓発に関すること

（２）市川市地域包括支援課

ア　捜索活動への協力に関すること

イ　市民に対するＳＯＳネットワークの普及啓発に関すること

ウ　近隣市との連絡調整に関すること

エ　関係機関・団体相互の情報の整理及び調整に関すること

オ　ＳＯＳネットワーク事業実施における事務に関すること

カ　所在不明者の情報の発信に関すること

（補則）

第６条

（１）　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市川市と市川警察署・行徳警察署の協議の上、必要に応じて当該関係者等に協力要請する。

附　　則

この要領は、令和６年３月２８日から施行する。

様式第1号

行方不明者捜索依頼

市川市長あて

依頼日:令和　　年　　月　　日
午前・午後　　時　　分

氏名(ふりがな)	(　　)		
性別	男 ・ 女		
生年月日(年齢)	明 ・ 大 ・ 昭　　年　　月　　日 (　　歳)		
住所			
発生日時	平成　　年　　月　　日　　午前 ・ 午後　　時　　分頃		
行方不明時の場所・状況			
特徴	【身長】　　cm 【体型】 【髪型】 【その他】		
服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
持ち物			
認知症	有 ・ 無	警察への届出	有 ・ 無
名前・・・ 言える ・言えない		住所・・・ 言える・言えない	
特記事項			

【連絡先】

【電話】　　(　　)	【FAX】　　(　　)

【発信元】

【電話】　　(　　)	【FAX】　　(　　)

※ 情報提供の範囲　　□行政機関のみ提供可
□一般市民への提供可

様式第2号

行方不明者捜索解除

市川市長あて

解除日:令和　　年　　月　　日
午前・午後　　時　　分

氏名（ふりがな）	（　　）
性別	男 ・ 女
生年月日（年齢）	明 ・ 大 ・ 昭　　年　　月　　日（　　歳）
住所	
依頼日	平成　　年　　月　　日
発見日時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
発見時の状況等	【場所】 【発見者】 【状況・経緯】

【発信元】

【電話】　　（　　）	【FAX】　　（　　）

様式第3号

SOS ネットワーク作業手順

SOS ネットワークの流れ

① 所在不明者の関係者（親族等）が
市川警察署・行徳警察署に捜索依頼を出す

↓

② 市川警察署・行徳警察署が捜索依頼を受理
所在不明者の関係者の希望があれば、SOS
ネットワーク利用に至る

※所在不明者が下記の場合はそれぞれの
担当課が作業を実施する
高 齢 者：地域包括支援課
障がい者：障がい福祉課

↓

③ 担当課へ FAX で「行方不明者捜索依頼」が届く

↓

④依頼書を基に、所在不明者の情報を以下の方法で流す
「市川市メール情報配信サービス」にてメール配信

↓

⑤ 所在不明者が発見された場合は、市川警察署・行徳警察署から
FAX で「行方不明者捜索解除」が届く

↓

⑥「市川市メール情報配信サービス」にて発見報告の情報を流す

↓

⑦ 依頼時と発見時にそれぞれ配信したメールの内容を共有フォル
ダに保存し実績を集計